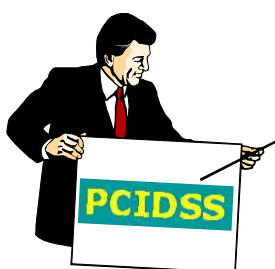


JCAガイドラインが PCIDSS普及に与える影響



2012年7月25日(水)

日本カード情報セキュリティ協議会(JCDSC)

事務局 森 大吾

(日本オフィス・システム株式会社)

Copyright 2012 © JCDSC

1.JCA「クレジットカード情報セキュリティフォーラム」5/31 JCDSC

冒頭のセッションでは、経産省/消費経済政策課から
割賦販売法におけるカード情報保護の考え方について説明



主催：(社)日本クレジット協会(JCA)
後援：経済産業省
「日本におけるクレジットカード情報管理強化
に向けた実行計画」について説明。

2012.5.31 JA共済ビル(平河町)
大手加盟店など約80人が出席

Copyright 2012 © JCDSC

Page-2

2.JCAサイトへも、5/31に実行計画を掲示

JCDSC

●5/31開催のフォーラムは、大手加盟店のみを対象としているため、JCAでは同日にホームページにも、「日本におけるクレジットカード情報管理強化に向けた実行計画について」のPDFを公表した。
http://www.j-credit.or.jp/info_management.html

3.クレジットカード業界へPCIDSSへの準拠を公式に要請

JCDSC

3.「日本におけるクレジットカード情報管理強化に向けた実行計画」

- ◆国際基準であるPCIDSSを日本のクレジットカード業界としてどのよう受け止めていくのかという点を前提に、実行計画策定についての課題整理と考案の取りまとめを行った。
- ◆その結果、以下の点からカード情報管理強化の必要性を認識し、その対応方法としては、今の環境下において一定のセキュリティレベルの確保を客観的に証明する唯一のものであることから、実行計画ではPCIDSSを基準に置くこととした。

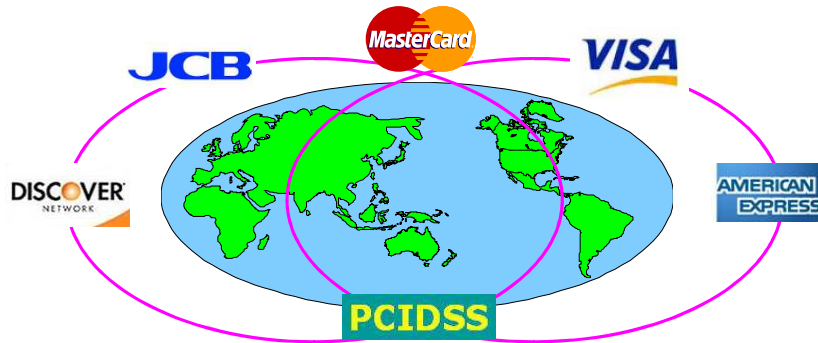
日本でも、PCIDSSを基準に置くこととした。(JCA配布資料5/31)

4.日本も世界共通のカードブランドが流通している

JCDSC

日本だけ独自の安全対策を策定することは、加盟店をはじめとする関係者の負担が増大するなど、合理的でない判断。

(JCA配布資料5/31)




5.日本におけるクレジットカード情報管理 スキーム

JCDSC

対象	形態	基準 決済代行業者、加盟店の場合⇒年間カード売上総額 カード会社の割合 ⇒ 発行枚数	レベル	PCIDSS準拠対応	PCIDSS 検証方法	対応期限 (年度単位⇒2017年⇒2018年3月まで)												
						2010 Q3	2011 Q4	2011 Q1	2012 Q2	2012 Q3	2012 Q4	2013 Q1	2013 Q2	2013 Q3	2013 Q4	2014	2015	2016
決済代行業者	形態問わず全て	全て		① PCIDSS準拠	オンラインレビュー ネットワークスキャン	インフラ整備前会における検討期間												
加盟店	非対面/ネット	4ブランドにより決定(※3)	A	② センティブ認証情報(※2)非保持		自己開示 ネットワークスキャン	→											
	対面/POS			③ PCIDSS準拠	→													
				④ センティブ認証情報(※2)非保持	→													
	非対面/ネット	レベルA以外	B	⑤ PCIDSS準拠	→													
	対面/POS	100万件以上、レベルA以外(※4)		⑥ センティブ認証情報(※2)非保持	→													
				⑦ PCIDSS準拠またはクレジットカード情報非保持	→													
対面/POS	100万件未満(※6)	C	⑧ センティブ認証情報(※2)非保持	→														
対面/スマートフォン	全て	C	⑨ PCIDSS準拠またはクレジットカード情報非保持(※1)	→														
クレジットカード会社	ACGまたはプロセッシング	全て	A	⑩ PCIDSS準拠	オンラインレビュー ネットワークスキャン	→												
	インハウジングのみ	100万件以上	B	⑪ PCIDSS準拠	自己開示 ネットワークスキャン	→												
		100万件未満	C	⑫ 他社クレジットカード情報非保持(※1)	→													

●ネット通販企業は2013年3月末、対面加盟店企業(デパート、スーパーなど店頭販売)は、2018年3月末までに、PCIDSSへの準拠を要請。その指導責任はカード会社にあるとしている。

6. 「実行計画」自体は、加盟店へ直接の拘束力はない JCDSC



JCA
JAPAN CREDIT CARD ASSOCIATION

3. 「日本におけるクレジットカード情報管理強化に向けた実行計画」

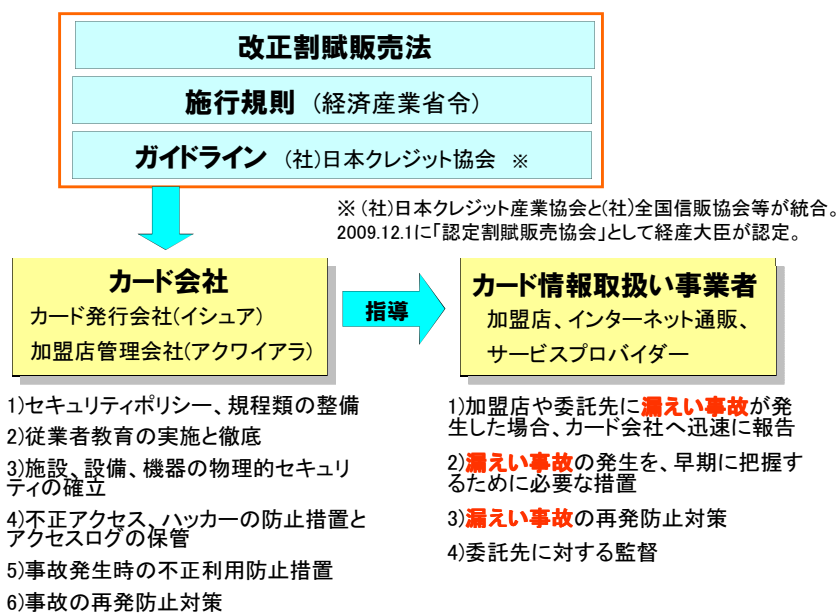
「実行計画」の位置づけ

- ◆ 「実行計画」は、日本におけるクレジットカード情報管理強化のための考え方と具体的な取組み内容について取りまとめたクレジット業界の指針である。
- ◆ 業界指針である「実行計画」に拘束力はないが、クレジット業界ではクレジットカードに関する者がこの取組みの趣旨を理解し、クレジットカード利用者に安心、安全な決済環境を提供するため、相互に同等程度のセキュリティレベルを確保するなど、個々に自らの課題として積極的な取組みへの協力を期待するものである。
- ◆ その結果として、クレジットカード決済に対する消費者の信頼維持を図り、ひいてはクレジットカード産業関係者の発展につながるものと考えている。

Copyright 2012 © JCDSC

Page-7

7. カード情報保護に関する、割賦販売法の流れ JCDSC



Copyright 2012 © JCDSC

Page-8

8.カード情報保護に関する、各カード会社の加盟店規約 JCDSC

■DC加盟店規約（三菱UFJニコス株式会社）

第28条(秘密情報の管理責任)

2. ～当社は加盟店に対して**秘密情報の管理に必要な情報セキュリティ基準を別途指定することができ**、この場合、加盟店は当社が指定した基準を遵守するものとします。

■三井住友VISA・マスターカード加盟店規約（2011年11月改定）

第25条(クレジットカード番号等の管理)

3.当社は～、**他の加盟店でのカード番号等の漏洩等が発生した場合において類似の漏洩事故の発生を防止する必要がある場合**、その他当社が必要と認める場合には、加盟店に対し、当該措置の改善の要求その他必要な措置・指導を行えるものとし、加盟店はこれに従うものとします。

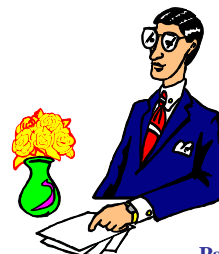
第26条(委託の場合の個人情報等の取扱い)

1.加盟店は～、当社の事前の承認を得た上で、**十分な個人情報の保護水準を満たしている委託先**を選定し、～契約を委託先と締結するものとします。

■JCB加盟店規約（2010年12月1日改訂）

第28条(カードに関する情報等の機密保持)

2.加盟店は前項の(クレジットカード)情報が第三者に漏洩することがないように、**情報管理の制度、システムの整備、改善、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な一切の措置をとるもの**とします。



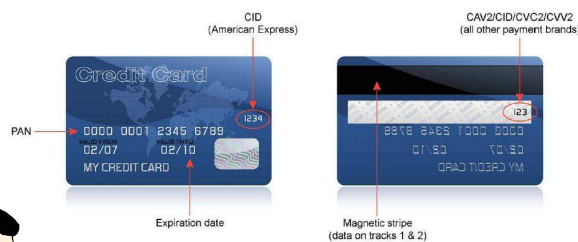
Copyright 2012 © JCDSC

Page-9

【まとめ】すべては、カード利用者の安全のために

JCDSC

- 割賦販売法が要求する、カード情報安全管理の具体的なガイドラインは、**日本においてもPCIDSSであることが、明確になりました。**
- あとは、各事業者の**コンプライアンス**に委ねられます。



日本カード情報セキュリティ協議会(JCDSC)

代表事務局: NTTデータ先端技術株式会社

メール jcdsc@intellilink.co.jp

事務局: 日本オフィス・システム株式会社

メール nosinfo@nos.co.jp

Copyright 2012 © JCDSC

Page-10